

議　　事

○白井参事官 それでは、時間になりましたので、若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会、第4回ヒアリング及び意見交換を開始いたします。

本日は、初めに、主婦連合会事務局長の河村真紀子様から御意見をお聞きし、次に、全国高等学校長協会会长であり、東京都立西高等学校校長の宮本久也様、最後に、日本大学教授の広田照幸様、東京理科大学助教の山本宏樹様の順番で御意見をお聞きします。

まず、河村真紀子様からは、現在の少年及び若年者の実情及び彼らを取り巻く社会環境、少年・若年者による非行・犯罪の状況、少年法の適用対象年齢の引下げなどについての御意見を20分程度お聞きし、その上で質問させていただくという形でヒアリング及び意見交換を行います。

配付資料は、「第4回若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会ヒアリング及び意見交換 主婦連合会意見メモ」と題する資料1点です。

それでは、河村様、よろしくお願ひいたします。

○河村氏 主婦連合会の河村でございます。今日はよろしくお願ひいたします。

簡単なレジュメを1枚用意させていただきましたので、それに沿って少し言葉を補いながら、意見を述べさせていただきます。

まず最初に、現在の少年及び若年者の実情及び彼らを取り巻く社会環境についての認識についてですけれども、これはもう言うまでもありませんが、核家族化、共働き家庭の増加、そして格差社会が進んで、子供の貧困が深刻化しております。小さな子のネグレクト、育児放棄というのは非常に目立つのですけれども、支援しているような方からは、食べるだけの最低限のお金だけ置かれて全く世話をされずに生きているというような子供たちが、中学生、高校生に大変多いということをよく聞いております。

また、幅広い年齢の家族ですか地域の人々の中で、社会性が育つという経験が不足しています。社会性というと、いろいろな年代の子供たちと外で遊ぶということもありませんし、人の痛みを想像するですか、加減を知る、あるいは共感するという力が非常に不足していると感じます。

その一方で、生まれたときからインターネットがあったというような世代ですから、ネット世代として、ある種の情報過多の中で育っております、社会に対する認識ですか価値観が偏っている傾向があると感じています。

また、自己肯定感が低いまま育っていく者が多いのではないか、とも感じております、自立した個人、いわゆる大人になれず、幼い面があると感じております。

次に、少年・若年者による非行・犯罪の状況に対する認識ですけれども、これは、凶悪犯罪も含めて、少年犯罪は数、率ともに減っているという統計を主婦連合会として確認しております。

凶悪化というイメージには、テレビの報道や映像、あとインターネットの影響がかなり大きいのではないかと感じております、繰り返し出てくる報道、映像、増幅する情報、さらにネットの情報というのは、いつまでも存在して消すことができない、忘れられることがないというような傾向は、インターネットが普及して顕著になったことでございまして、何か凶悪犯罪が多いというイメージを社会に植え付けているような気がいたします。

テレビの番組も、昔はニュースバラエティーのようなものはそんなに多くなく、芸能番組か歌番組かニュースかという感じだったのですが、今はバラエティーかつニュースみたいなものが多くなっておりますので、特にショッキングな内容になりますと、かなり繰り返し報道されているという気がいたします。

次に、現行の少年及び若年者に対する処分や処遇についてなのですけれども、私もこのヒアリングを受けることが決まりましてから、少女のための少年院と、あと少年刑務所の視察をさせていただきました。そこで見た感想も踏まえまして、少年・若年者に対する更生のための教育ですか処遇というのは、想像していた以上に非常に手厚く丁寧に行われていて、その理念、実践ともに、社会システムとして、とても誇れるものであるというふうに再認識したところでございます。

一番大きなテーマであります少年法の適用対象年齢引下げについては、私には15歳になる一人息子がいるのですけれども、加害者になる可能性も被害者になる可能性もある、可能性としては両方ある、という少年の母親という立場から、よくよく考えてみたところとして、引下げには反対でございます。

先ほどの繰り返しになりますけれども、ニュースやネットで繰り返し目に触れる少年犯罪というのは、少年非行、少年犯罪のごくごく一部であるというのは確かだと思います。少年法がカバーしている範囲の99%以上、大部分というのは、いわゆる一般市民からはよく見えないところにあるということを、今回の視察等を通して改めて実感いたしました。社会の目立たないところで、多くの少年たちを更生させて社会に送り出しているというこのシステムは、より社会を安全にするということのためにも有益であると考えます。

むしろこのようなシステムは、年齢のもう少し高い者にも広げていく方が、よりよい安全な社会になるのではないかとすら感じたところでございます。現行でも、凶悪犯罪の場合、少年でも刑事処分を受けることを考えましたならば、少年法適用年齢を見直す必要性を、私は見いだすことができません。

ほかの制度との整合性ということが言われるのですけれども、選挙年齢が先行して引き下げられたことが理由になる、何かを引き下げたらほかも引き下げなければならないというのであれば、あらゆる成年・未成年の区切りに関係する制度について、選挙年齢引下げと同時に並行して議論すべきであったわけだと思うんですね。もし、そろえなければいけないということであるならばですけれども。そうでなかつたとするならば、先行した一つの制度にきれいに合わせるということは、理由としては余り説得力がないのではないかと思っております。

少年法適用年齢の今回のヒアリングに先立ちまして、主婦連合会の定例会で、この問題について意見がありますかというふうに投げかけましたところ、引下げ賛成の意見は一つもございませんでした。資料に書きましたけれども、更生のチャンスは幅広くあるべきである、犯罪者を多く生み出すことはない、高校生の中に少年法が適用される者とされない者が混在するのはよくない、少年法は厳しい方に改正され続けてきたのだから現行でよい、少年法適用年齢の引下げよりもきちんとした教育の方が大切である、再犯率は少年法適用の方が低いはずである、再犯防止にこそ力を入れてほしいという意見が出されております。

20分という時間だったんですけども、レジュメも含め、意見も大変シンプルなものでございますので、あとは御質問をいただいてお答えできればと思います。

○白井参事官 それでは、質問に移りたいと思います。

質問のある方は举手をお願いいたします。

○片岡保護局長 ペーパーにもありますが、少年を更生させている現在のシステムを、むしろ年齢の高い層にも広げていく方がよいとすら考えるとおっしゃったんですが、どういう点に着目されて、ここがいいから、ここはもっと高い層にも適用してよいのではないかという、そういう具体的な点がございましたら、お聞きしたいと思います。

○河村氏 そうですね、皆さんの方がよく分かっていらっしゃるのかもしれません、やはり、より教育に重きを置いた方が、その者の社会に帰っていく道ができ、社会に戻ってからの生活とか、その人の人生にとっていいのではないかと感じます。それを別に19歳で切ることはないのかもしれませんですし、年齢できれいに切れるものなのか、その人の性格などによるものなのか、犯罪の中身によるのか、いろいろあると思いますけれども、システム自体が、とても教育を手厚くして、社会に戻ってからのことを考えるというのは、受け入れる社会から見てもいいことだと思いますので、そのように感じた次第です。

○小川矯正局長 母親の立場からの御意見をいただきましたので、そういう観点からお伺いします。先ほど、選挙権年齢との関係のお話がありましたけれど、年齢引下げの議論のときに、よく、ほかの法律と成人年齢が違うと混乱するのではないかという意見があります。特に民法については、まだ制度改正されていませんけれども、方向性としては18歳以上を大人として扱うということになっており、18歳になると取引も自分でできるし、契約もできるし、あるいは訴訟とかも自分でできるようになるという方向性が一応示されているわけですけれども、仮にそうなった場合に、18歳になって取引などはできるけれども、刑罰あるいは非行の関係では少年法の扱いになることについて、母親の立場として、混乱したり、分かりにくいことがあるのか、それとも、それはそれで構わないのか、その辺はどう思われますでしょうか。

○河村氏 年齢がばらばらであることが、分かりやすいかといえば、分かりにくいのですけれども、そもそも民法の引下げに私は反対でございます。実は選挙年齢の引下げがあったとき、その後すぐに、酒、たばこを禁止する年齢もそろえるという話が政府与党から出たときに、主婦連合会も含めて多くの団体が、即座に大反対の意見書をそろえて出しましたところ、やはり医学的見地などから絶対によくないということになりました。酒やたばこの年齢を低くすると、事件や事故が多くなるし、依存症にもなるということで、与党の方でも、すぐに一応引っ込めた形になりましたが、そのような観点は、法律によって、いろいろあるのだと思うのです。

これがお答えになるかどうか分からぬのですけれども、うちの息子なども、15歳にして非常に生意気で理屈っぽいのですが、ペラペラと政治のことだったり、ニュースにすることだったり、非常に大人っぽく、理屈っぽくしゃべるということが、18歳、19歳になるとできているはずです。かといって、その子たちが、非日常的であったりとか、非常に危機的な状況になったときに、判断力があったり、何か自分をセーブできたり、相手のことを考えたりということがとっさにできるかというと、ふだんは大人っぽくペラペラしゃべっていても、そういう能力は、やはり18歳では無理なのではないかということが感じられますので、法律によって少し年齢に違いがあっても構わないと考えております。

○小川矯正局長 もう1点伺います。年齢引下げには反対という御意見ですけれども、仮に引

き下げるとしても、今の保護処分と同じような、保護的・教育的な制度を若年成人にも設けたらどうかという指摘もあります。仮に少年法適用年齢を引き下げるけれども、保護処分的な、教育を主眼とした再犯を防止するための制度を置くとか、あるいは、比較的軽微な事件でも、起訴猶予とか執行猶予で終わりにするのではなくて、きちんと介入するような制度を設けるとか、そういった保護的・教育的な手当てをした上で引き下げるかどうかという意見もあるのですけれども、それでも引下げには反対ということなのか、それとも、そういう手当てがあれば引き下げるもいいのではないかという御意見なのか、そこはいかがでしょうか。

○河村氏 率直に申し上げて、その御意見というのは、いかにも年齢を統一してきれいにそろえるけれども、実態はなるべく変わらないようにしつつ、原則と例外をひっくり返しているというふうに感じられるのですが、私は、原則と例外をひっくり返さない方がいい、今ままでがいいと思っています。

つまり、きれいにそろえるということが優先するというのは価値判断としてどうか、やはり今の原則がよろしいと思っております。

○太田教授 定例会議で出された意見の中で、高校生の中に、少年法が適用される者と適用されない者が混在するのはよくないという意見が出されたということなのですけれども、これがどういう趣旨なのかを御説明いただきたいと思います。

といいますのは、現在、高校生でも逆送されて刑事処分を受ける者はいるわけであり、また、我々は大学に勤めているわけですけれども、大学生の中にも成人と少年がいるわけですので、やはり混在しているわけです。混在するのがよくないというその趣旨は、どういうところにあるのでしょうか。

○河村氏 おっしゃるとおり、いずれにしても何らかの年齢で切ったりすると、どこかで混在するのだとは思いますけれども、やはり高校生と大学生は、学校のシステムとしても全然違うと感じています。この意見を言ったのは会員さんなので、私ではないのですけれども、やはり高校生というのは、飽くまで生徒として、学校の中で管理をされてといいますか、ある意味、子供として管理されています。一方で、大学になりますと、割と自分の意思で自由に学校と関わっていく、その人の自己責任の面が多くなると思うのです。授業に出るか出ないかとかも含めてです。校則などを考えても、高校生は管理されて、先生の監督下にあるという感じがしますし、制服もある学校が多いですが、そのようなことは、大学にはないですよね。

そういう意味からいっても、高校生ぐらいまでは、完全に、刑法の対象として大人として扱われる者と、そうではない者が混在するのはよくないという意味であろうと思います。大学生だったらしいというわけではないのですけれども、どこかで混在するとなったら、高校生活の中ではよくないのではないかということだと思います。

○松下刑事課長 現在の少年及び若年者の実情と社会環境についての認識というところでお書きいただいている話ですが、「ネット世代としてある種の情報過多の中で育ち、社会に対する認識が偏っている傾向」があるというところは、抽象的には何となく理解できるのですけれども、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○河村氏 私も息子を通してしか、その年代を見ていませんけれども、つまり、自分の状況が社会の中でどうであるとか、ある境遇にある人をうらやましいと思うとか、

よくないと思うとか、さげすむとか、そういう価値判断が、ネットを通して子供たちに非常に浸透していくのです。そうではない面があるということを一生懸命私も言うのですけれども、それでもネットの中では、かなりそうしたことがやり取りされているのを目にしてします。この場では余り言えないのですけれども、差別的なことも含めて、幾らそうではないとセーブをかけても、どうしても彼らの価値判断はネットに影響されると感じております。

ニュースなどに関しても、ニュースで取り上げられている映像などに対して、非常に茶化したようなコメントがいっぱい、即座にネットに出ているのですね。それをして社会の出来事を見るものですから、それはそれは大きな影響を、学校とか親から以上に受けていると感じております。

○久家参事官 一つ質問させていただきたいのですけれども、先ほどのお話の中で、少年や若年者に対する少年院、少年刑務所での処遇について、教育的な面を重視している、そういうところがいいところだと思うという御評価をいただいたと思います。

教育的な処遇という意味では、少年院も少年刑務所も力を入れているところではあるのですけれども、両方とも御視察いただいた感想として、少年院と少年刑務所とで、やはりここが違ったと思うとか、相違点としてお感じになったところがあれば、お話しいただけたらと思います。

○河村氏 まず、相違点の前に、非常に似たところもあるということに実はびっくりしたのですね。教育と称していた少年院のシステムと、刑務所で役務というか懲役という、仕事と称されているものが非常に似ているものもあったりもしました。何が違うかといえば、全体として何というのでしょうか。実は私、主婦連の副会長の一人と一緒に視察に行ったのですけれども、刑務所の中では、お部屋ごとに視察に行きますと、所長さんが入ってくると、すごい軍隊のような声で、何名何とかで、どうとかこうとかと大声でおっしゃるのですね。何をおっしゃっているか聞いても分からぬから、どのような意味があるのかなと思ったのですけれども、その声とか、刑務所が醸し出す雰囲気ですね。非常に厳しく管理されているし、軍隊のような、私と一緒にいた者の方がもっとショックを受けて、どうしてあんな言い方をしなければいけないのだろうと申しておりましたが、少年院には、特に少女のところだったからなのかもしれません、そうした刑務所のような雰囲気が全くありませんでした。

また、居室の雰囲気とか、食事する場所など、そういうところも全然違うと思いました。

その一方で、訓練されている中身がすごく似ていたというのは新しい発見でございました。

○久家参事官 もう一つ質問させていただきたいのですけれども、お子さんもお持ちで、主婦としてのお立場でということだと思うんですが、先ほど、年齢だけではないのだろうけれどもというお話があったと思いますが、教育的な処遇が必要な年齢というか、教育的な処遇が有効な年齢というのは、幾つぐらいまでであるとか、このぐらいの年齢になつたらもう要らないのではないかとか、そうした年齢についてお考えがもしあれば、お聞かせいただけたらと思います。

○河村氏 そうですね、非常に個人差があると思うのですね。

ただ、やはり、うまく言えないですね。初々しさがなくなつたらだめかなみたいな気もするのですが、多分いろいろなことが不足して生きてきた、愛されることとか学ぶこととか、

そういうことが不足して生きてきた、そういう子供時代、少年時代を生きてきたとしたら、何かがずっと浸透していくような力がある限りは、20歳を過ぎていても、教育によって、よりよい人間になれるような気がしますので、20歳で切るという必要は、中身としてはないのかなというふうには感じました。

ただ、何歳というのは、おじさんぽくなる前ぐらいの感じでしょうか、よく分からぬのですけれども、20代だと思います。

○松下刑事課長 いろいろ少年が凶悪化しているということについての報道の影響ということを御指摘いただいたのですけれども、今、少年法では、少年の名前などについて推知させるような報道をしてはいけないという条項がございまして、少年は名前が出ないということになっているのですが、この条項の存在についての評価、あるいは、お考えがもしあれどお伺いしたいのですが。

○河村氏 大変難しい質問だと思うのですね。一方で、現実的にはネットの影響で、名前も学校も、ふだん撮っている写真とともにいきなり出でたりすることがあり、また人違いのこともあるようですし、非常に混乱を来しているという面はあると思うのですが、ただレジュメにも書きましたけれども、少年法がカバーしている範囲のほとんどが、名前も出ない、要するにニュースにもならないものがほとんどだと思うので、ニュースになっているようなものというのは、社会的に見て非常に凶悪な事件で、恐らく刑事手続に回ったりする事件が多いのでしょうか。

そうだとしたら、これは本当に個人的な意見なのですけれども、被害者御遺族の方たちの御意見があるというのを聞きましたし、その議事録も読んだのですが、少年法の引下げには飽くまでも反対ですけれども、少年の手続ではない方にいった場合には、お尋ねの規定だけは、原則と例外がひっくり返るということもあるのかな、とは思いました。

ほとんどの場合、大きなニュースになった場合には、名前が出てきてしまっているような気がします。そのような気がするので、そのような社会であるならば、だから全てにおいて年齢を引き下げるという議論に結びつくぐらいなら、一部で、何か規定の例外というのがあってもいいのかなというのは個人的に考えてもいました。ただ、まだ深く確信しているわけではないです。

○太田教授 基本的に、少年法の適用対象年齢の引下げには御反対のお立場ということでしたので、お答えいただきにくい質問かもしれませんけれども、犯した罪の重さは関係なく、仮に18歳、19歳で犯罪を犯した非常に問題性の高い少年は、どれぐらいの期間教育するのが望ましいかという点について、どういう印象をお持ちでしょうか。つまり、少年院とか刑務所とか保護観察といった場所は関係なしに、そういう非常に問題性の高い非行少年を国が教育する期間というのは、どれぐらいあればいいという印象をお持ちでしょうか。

○河村氏 それは、犯罪の中身なのか、少年そのものの問題性の深さなのか、両方でしょうか。

○太田教授 むしろ、問題性の方を重点に置いていただいた方がいいかもしれません。犯罪の重さということよりも、問題性の大きさということです。

○河村氏 人間としてですか。

○太田教授 そうです。人間としての問題性の大きさということに重点を置いていただいた方がよいと思います。

○河村氏 そうだとしたら、何年というのは私には分かりませんので、その者の状態を見てだ

と思います。

○太田教授 最も重い問題を抱えた少年だとすると、大体どれぐらいはやらなければいけないという印象はどうでしょうか。連合会の方々の印象みたいなものがあれば教えてください。

○河村氏 私の今の答えは、何年ということではなくて、社会に出てもいいぐらい更生したらということです。

○太田教授 場合によっては10年とか、そういうこともありますとどうなるのかという

○河村氏 これは、仮の話ですけれども、ものすごく問題があって、全然更生していないとしたならば、しかも犯した事件が非常に凶悪なものであるとしたならば、社会に出てもいいと判断されるまでは、社会に出ない方がいいとは思います。

それがどれくらいの期間なのかと言われても、私は、どれくらい経つとどうなるのかという変化を分かっておりませんので、本当にケース・バイ・ケースだと思います。つまり、逆に言うと、思いのほか早い場合もあるのではないかという意味も込めてです。

○吉田総務課長 先ほど、女子少年院と少年刑務所での教育について御感想をお伺いしたわけですけれども、通常、非行や犯罪をしますと、一旦矯正施設に収容されてから、社会に出てまた更に保護観察として指導を行うということになりますし、中には少年院、刑務所に行かずに、社会の中で最初からそういう指導を受ける場合もあるわけでございます。保護局はそういうところを所管しておるのですけれども、先ほど、年齢層をもう少し引き上げる方がむしろよいのではないか、その中で教育的な働きかけをするのがよいのではないかというお話をあったかと思うのですが、具体的に、そういう年齢層の者に社会の中で教育的な措置あるいは指導を行うとしたときに、特にこういう点を指導してもらうのが効果があるのではないかとか、処遇に当たって、こういう点に留意してもらうと効果があるのではないかとか、そのあたりで、もし御意見がおありでしたらお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○河村氏 社会の中でというのは、刑務所の中ではなくてという意味ですか。一般社会の中でという意味でしょうか。

○吉田総務課長 刑務所を出てから、あるいは刑務所に入る必要がない比較的軽微な非行や犯罪をした人に、最初から社会の中で処遇・教育を行った場合に、どのような働きかけが必要か、あるいは効果があるというふうにお考えかということです。

○河村氏 余り身近に知り合いがないので、分からぬ面もあるのですが、先ほど、資料にも書きましたけれども、非常に自己肯定感が低い子供たちが多い、少年が多いというふうに感じていますので、犯罪を犯すような人たちにも、そのような人たちがとても多いのではないかと思うんですね。

ですから、お尋ねの中身とはちょっと違いますけれども、女性団体としていろいろな、暴力事件の女性の被害者のプログラムなどもやっているのですけれども、やはり自分を大事にするということを知らないと、人を大事には絶対できないと言われています。暴力の連鎖のようなものが起こるわけです。そういう意味からいようと、要するに、自分に自信を持てたりとか、自己を肯定することができるというのはすごく大事なことで、もちろん職業を身につけて食べていくということがなければ、社会にはいられないのですけれども、自分を愛することができて初めて、誰かほかの周りの人を傷つけないようにしようと思うのではないかと感じております。

○白井参事官 ほかに御質問のある方はおられますでしょうか。

それでは、これで終了させていただきたいと思います。

河村様、どうもありがとうございました。

(休 憇)

○白井参事官 それでは、再開いたします。

次に御意見をお聞きするのは、全国高等学校校長協会会長であり、東京都立西高等学校校長の宮本久也様です。

宮本様からは、現在の若年者の実情及び若年者を取り巻く社会環境、学校教育の現場から見た現行の少年または若年者に対する処分や処遇の課題、少年法の適用対象年齢の引下げにつきまして、御意見を20分程度お聞きし、その上で幾つか質問させていただくという形でヒアリング及び意見交換を行います。

それでは、宮本様、お願ひいたします。

○宮本氏 ただいま御紹介いただきました宮本でございます。よろしくお願ひいたします。

今、司会の方からもお話がありましたように、与えられた時間の中で、3点についてお話をさせていただきたいと思います。

まず1点目の、現在の若年者の実情及び若年者を取り巻く社会環境についてということですが、これは、恐らくほかの方々からもお話があったかと思ひますけれども、私どもが見て、今の若者の様子というのは、昔に比べて全体的に、やはり幼くなっていると感じます。そして、他人との深い関わりを避けるという、そのような傾向もあると認識をしています。

その一方で、若者たちを取り巻く周囲も、困っている若者に手を直接差し伸べるという機会が昔に比べると少なくなっているという状況にあると認識をしています。

この背景は、家庭の状況や地域の状況、あるいは社会状況が変わってきている中で、若年層の若者たちが、成長の過程で様々な人と直接関わるという経験が昔に比べて大変少なくなっていることが、大きな原因ではないかと思います。

かつての社会はどうであったかというと、例えば家庭の中でも、3世代で生活をするという家が相当数ありました。つまり、家の中にお年寄りがいる、それで御両親、それから御兄弟という形です。つまり、世代の違う人たちと一緒に住んでいるということになると、例えばお年寄りの知恵、あるいはお年寄りの経験、そういうことが、居ながらにして、生活の中で、子供たちが成長していく過程の中で、いろいろな形で理解ができるという状況があります。

あるいは家庭の中で、例えば両親とうまくいかなくなった。当然、成長期の子供と親との間には、緊張関係やトラブルが起こる場合はしばしばあるわけですけれども、例えばお年寄りがいれば、そのお年寄りがいわゆる緩衝材として、子供と親の間に入って、様々なトラブルを回避する、あるいは子供にとって、お年寄りが家庭の中での逃げ場所になるという、そのようなケースも少なからずあったと思います。

また、地域の中もそうです。子供たちが地域の中で住んでいる様々な年齢の子供たちと一緒に遊ぶ、あるいは地域の行事等を通して、親以外の周りの地域の大人と接する。その中で、例えば家族以外の大人から、いわゆる社会のルールを学ぶとか、いわゆる世間を知るという、そういう体験が様々にあったと思います。また、異年齢の集団の中で子供たちが活動していく中で、社会性あるいは思いやりというものが醸成されたというケースも少な

からずありました。

また、地域を含めて、たくさんの人たちの中で生活をすれば、当然、自分の家ではなくても近所で赤ちゃんが生まれる、あるいは、その周辺の中で人が亡くなる、そういうことが起こってくるわけで、自分の家の中ではなくても、例えば子供が生まれれば、やはりみんなで子供を、赤ちゃんを祝福する。あるいは、お弔いがあればお手伝いをするとか、今までかわいがってくれてきたお年寄りが亡くなるというようなことが身近な体験になってきますから、いわゆる命の尊さを体験的に理解するということが、昔の方が多かったと思います。

しかしながら、現在はどうかというと、一つは、核家族化がどんどん進んでいます。また、核家族の中でも、兄弟が非常に少ない、一人っ子の子供も少なくありません。いても2人、多くて3人というのが一般的で、もう4人、5人という御兄弟のある家は極めて少ない。

また、御両親が共働きの家庭がほとんどになっています。そうなりますと、ふだん家にいても、家族で接するという機会自体も少ないし、当然接する身内も少ないです。あるいは親戚付き合いなども、昔に比べればはるかに縮小しています。そのような形で、昔なら家庭の中で様々に体験してきたことが体験できなくなっています。その一方で、すごく濃密な親子関係ができていってしまって、それが煮詰まってしまうと、逆にトラブルが発生するということもあります。

また、地域の教育力自体が下がってきてていますから、地域の中で子供が活動するという機会が非常に少なくなっていますので、地域全体で子供の成長を支えていこうという力がなくなりつつあります。あるいは、お互いに干渉しないという、よそのうちのことには口出しをしないと、下手に口を出すとまたトラブルになるから、見て見ぬふりをするということも起こってきます。

また、御承知のように、情報通信技術がどんどん発達をしていて、だんだん人ととのつながりが直接見えなくなっています。特に子供同士のつながりというのが、親や、あるいは我々教師もそうですが、子供の成長を支える人たちの中から、子供同士の付き合い、つながりが見えにくくなっているという状況もあるわけです。つまり、これまであった成長のプロセスが随分変化をしてきており、そのような状況が見られると思います。

そして、特にトラブルが起こったときの対応の方法が分からないということです。子供がつまずいていることすら、我々は気が付かないケースが結構あるわけですから、子供のつまずきが分からず、つまずいたまま、子供はどうやって対応していいか分からないのです。昔ならば、親が気付かなくても、例えばおばあちゃんが、あるいは近所の人が、そういうところでぱっと手を出して、それはいけないよとか、それはこうだよ、何か困っているの、という形で、すぐに初期対応のようなことがいろいろな形で起こってきたことが、今はなくなっていますから、1回うまくいかなくなってしまうと、自分で何とかしようとして、どんどんこんがらがっていってしまうのです。また、そういうトラブル自体に、子供の周りの大人がなかなか気が付かないケースが出てきまして、逆に非常に問題を内在化して複雑化していることにつながっていると思います。

つまり、子供の自立を支える、あるいは促すという仕組みがかなり崩れてきているという状況にあると思います。

この傾向は、何も高校生だけではないと思います。若い先生も含めて、やはり若い年齢の

方々に、ある意味共通する部分があると思います。

昔との違いは、経験値の違いが非常に大きいということです。つまり、成長の過程で、昔ならば大体何歳ぐらいならこういう体験をして、その次こういう体験をしてという、かなり一般的に同じような成長のプロセスというのがあったのですけれども、そのプロセスが崩れていますので、昔よりも、いわゆる個人差が大きくなつたような気がします。つまり、成長の過程でどのような体験をしてきたかによって、若者の中のいろいろな部分が相当違つてきていると思います。

特にモラトリアム傾向にある、例えば就職あるいは結婚とかを避けるような傾向のある方は、やはり一般的にそういう経験値が低い、あるいは少ないことがあるのではないか、踏み出せないということですね、あるいは、どうしていいか分からぬということだと思います。そういう状況が、今の若者を取り巻く状況にあるかと思います。

さて、2番目に、学校教育の現場から見た現行の少年あるいは若年層に対する処分や処遇の課題ということですけれども、非行に及ぶ18歳前後の少年が有している問題は、今のお話と密接に関係してきます。

やはり一番大きいのは、家庭の環境あるいは成育歴ですね。つまり家族、あるいはその家族の周辺、子供たちを取り巻く周りからの愛情が、非常に十分ではないということが非常に大きいと思います。中にはやはり、親と対立をしてしまう。ところが昔のように、親と対立しても、それをなかなか簡単に修復することが難しい、間に入ってくれる人がいなくなりますので、非常に難しくなってしまうというケースも出てきます。

そして、経済的な状況の厳しさ、これも否定できません。今の子供は一目で見て、貧しいというのは絶対分からぬですね。逆に、そこに非常に難しさがあります。よくよく見えてみると、本当に厳しい生活をしていると分かる生徒が、私どもの学校でも何人もいますが、ふだんは全く分かりません。

ただ、やはり経済的な状況の厳しさというところから、そういう課題、つまり、問題を起こすことにもつながりかねません。あるいは学力が低いということも、当然そこに関係してくるだろうと思います。学校や地域で孤立しがちになつてしまうということです。

彼らに共通するのは、一つは、自分を認めてもらえる場所がすごく少ないとということ、それと関連して、結局、自分の居場所がなかなか見つからないということです。そういうことがあるのではないかと思います。

やはり、心身の発達のバランスがよくないというケースが結構多いと思います。例えば、いろいろなことを知っている、いろいろな経験をしているけれども、精神的には非常に幼いなどというケースがよく見られると思います。

例えば非行に及んだ生徒に対して、どうするかということですけれども、高等学校の場合は、やはり学校全体で、家庭と連携していくながら、例えば直接の窓口は担任ですけれども、学年全体あるいは生活指導部、そういうところが一体となって組織的に対応しています。特に高等学校の場合は、小学校と違って、いろいろな教師が関わる場面が多いわけですから、クラスではホームルームの担任が、授業では授業担当者が、あるいは部活等では顧問が、つまり、組織的に子供たちのいろいろな場面を見ていきながら対応するということが一般的になっています。

学校教育の現場から見た、警察を含めた外部の機関の存在ということですけれども、警察

につきましては、今、非常に大変身近な存在になってきています。特に東京都の場合は、警視庁が、平成16年から、警視庁のOBをスクールソーターという形で学校に置いて、学校と警察との連携窓口にしていただいている。ですから、何かあれば、そのソーターにちょっと相談するということが非常に気軽に行われるようになっています。

それ以外にも、例えば本校は杉並区にありますが、本校のすぐ近くにあるのが高井戸警察署です。本校も、いわゆる外部評価として、学校の活動を外部の方々の有識者などに定期的に評価してもらうという学校運営連絡協議会というようなものがあったり、あるいは、本校が進めている防災教育や安全教育みたいなものに対して外部の意見をもらう委員会もありますが、そういう委員会のメンバーに、高井戸警察署の警備課長さんがメンバーとして入っています。ですから、毎回毎回、会議の度に来ていただいて、学校の課題もいろいろとお話をしてもうと、それと同時に、今地域でどういう犯罪が起こっているかとか、あるいは高校生にとって、どういうことをこれから気をつけなくてはいけないかというところをお話してもらうこともありますので、学校と警察は非常に緊密な連携にあります。

それから、私は、西高校の前は長く東京都の教育委員会に勤めておりましたけれども、東京都教育委員会で私が勤めていた指導部というところでは、毎年警視庁から派遣職員として一人常駐していただいている。ちょうど私がいたセクションに、警視庁から一人来ていただいている、都立高校だけではなくて、公立の小学校、中学校、特別支援学校を含めて、何か課題があった場合は、すぐ、その派遣していただいている警視庁の方を通して連携をとって、様々な情報を頂いたり、あるいは対応についてのアドバイスを頂くという形を取るというケースがありますので、警察と学校というのは今、非常に身近な存在になっていると思います。

ただ、警察以外の様々な機関については、実際に直接関わるという機会がほとんどないものですので、理解が十分というまではいっていないかなと思います。

最後に、3点目ですが、少年法の適用対象年齢の引下げについてです。

成人、大人というのは、自己の判断と責任において、自立した活動ができる人間のことを言うのだろうと思うのです。自分の判断と責任において、ちゃんと自立して活動ができるということです。ところが、今お話をしましたように、現在の18歳から20歳の青少年の状況を見てみると、この点についてはとても難しいだろうなと正直に思います。

先ほども言いましたように、昔よりも精神的・経済的にも自立をしていないという状況の中で、とても自分の判断と責任において自立した活動が今すぐできるかというと、かなり難しいのではないかと率直に感じます。

少年法の適用対象年齢の引下げに伴って、学校教育に対する影響はどうなのかということですけれども、これは非常に大きいと思います。

学校における様々な指導というのは、基本的に全部の生徒に対して同じスタンスでやっています。全ての生徒に対して同じスタンスで指導する。もちろん個人を尊重し、個人の特性とか、配慮しなくてはいけないことは十分配慮していきますけれども、基本的には、どの生徒にも同じスタンスで臨むというのが基本です。これは、社会の一員として生活していくのに必要な様々な姿勢・能力を身に付けさせるということが、高等学校教育の重要な役割であるからであります。

したがって、高等学校でも問題を起こした生徒に対しては、いわゆる特別指導というもの

を行っていきますけれども、飽くまでもこれは指導であって、本人のこれから先の人生、あるいは生活を考えて行うという形であります。

もちろん、学校教育法では、いわゆる懲戒処分という形で、退学等の処分を行うということは認められていますけれども、実際に懲戒処分を行うというケースは極めて少ないです。ほとんどは、指導していく中で、子供たちにしっかりとやったことを反省させて、もうこういうことをしないということをしっかりと理解させるという、そのようにして学校生活を送らせるということだと思います。

そういう意味では、現在少年院等で行われています矯正教育と、基本的には同じような考え方をとっているのだろうと思います。本人としっかりと向き合いながら、家庭や関係機関と連携して、丁寧に時間を掛けて指導を行うということです。これは、今言いましたように、高校生が起こしている様々な問題行動のほとんどは、無知であったり、あるいは精神的な未熟さ、そういうものが原因であると考えているからです。

それから、もし年齢の引下げが行われて、校内で、いわゆる刑法を適用される者と少年法が適用される者が混在した場合、これは学校にとっては非常に困る、混乱します。

まず一つは、生活指導をやっていく中でのスタンスをどうとればいいのか。非常に難しいわけです。しかも誕生日が来れば18歳になる子が毎日毎日増えてくる、日々刑法適用者が増えてくるわけですから、子供に一体どういうスタンスで当たっていいのか、非常に難しい状況が生まれてきます。

あるいは、昨日までは17歳であった者が今日から18歳になるということで、その子たちが毎日増えてくるわけですから、学校としてどういう対応をしていくのかということが大変難しいだろうと思います。

また、本人が罪を犯して裁判にかかる、その裁判がある程度長期化していくという状況が起きた場合、その裁判の被告人に対して、学校として一体どういう指導をすればいいのか、あるいは、どういうふうに関わっていくのかという辺りが、実際なかなか難しいだろうと思います。

また、罪を犯して、例えば刑に服した生徒、刑期が終わった生徒を、学校として、どうやって復学させるのか、どういうふうに指導していくのか。そういうケースも非常に難しいですし、当然、今各学校で持っている生活指導の規定や校内規定は、全面的に見直さざるを得ないことが起ってきます。

あるいは、例えば執行猶予中の生徒、こういう生徒を校内でどう扱っていくのかということですね、この辺りについても、そういうことが起こると、やはり非常に難しくなってくるだろうと思います。

つまり、ずっと基本的には子供たちに対して全部同じスタンスで指導してきたわけですが、引下げが行われますと、そういうふうにはいかなくなるという状況ですね。学校として生活指導をどうしていくのかということについて、非常に難しいと思います。

あるいは、保護者への対応というのをどうするかです。学校の指導としては、やはり子供たちは保護者の監督の下にありますから、保護者との関係というのを極めて大事にしていきながら、我々は様々な指導をしてきています。

例えば、課題、問題が起きた場合も、必ずこれは保護者を通して、保護者を交えて、保護者から様々な情報を得て、子供にとってどういう指導がいいのかということを相談してい

きながらやっていくわけですけれども、例えば刑法が適用される者と少年法が適用される者とで、当然、保護者の扱いというのはどうなのかというようなことも考えなくてはいけませんし、この辺りは、やはり非常に難しいところがあるのかなと思います。

それから、その他の懸念として、これは一般的にそうですけれども、例えば犯罪を成人が起こした場合は、個人の名前あるいは学校名が報道されたりしますので、そうした場合に、学校に対する影響というのは非常に大きいですし、学校だけではなくて、その学校に通っているほかの生徒への影響とか、様々なところにも出てくるわけです。当然、名前が出れば、ああ、もうこの学校にいるのは分かっている、ということになりますので、特に地方なんかの場合だと、これは名前が出れば、すぐ全部分かってしまうという状況になりますから、そうしますと、その学校自体の教育活動が大変やりにくくなるということも考えなくてはいけないのかなと思います。

最後、早口になりましたが、与えられた時間がもうありませんので、以上で私の話を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○白井参事官 それでは、質問に移りたいと思います。

質問のある方は举手をお願いいたします。

○小川矯正局長 最近の若者は、いろいろな問題点を抱えているということを御紹介いただいたわけですけれども、そういった今の子供たちの問題点を踏まえて、非行を起こすような少年についての現在の少年鑑別所や少年院の対応について、御感想がありましたら、お伺いしたいと思います。

特に少年鑑別所は、少年の背景についてよく調べて、問題性や非行の原因について鑑別をします。それを踏まえて、家庭裁判所が保護処分を決め、少年院においては綿密な矯正教育を実施することを心掛けているわけです。それで今の子供たちの問題点に十分対応できているのか、あるいは、もっとこんなことをした方がいいのではないかとか、御意見がありましたら教えていただきたいと思います。

○宮本氏 私も今回、こういう機会を与えていただいたことをきっかけとして、初めて少年鑑別所あるいは少年院を訪問させていただいて、実際の様子を見させていただきました。

本当に丁寧に一人一人の子供に対して、どういう方法がいいのかということを、いろいろな角度からお考えになって、更生のためのプログラムを作られているということに対しては、本当に私はびっくりしたというか、ここまで丁寧にやられているのだなと思いました。子供たちは、恐らく、ここまで自分のことで丁寧に関わってもらったという経験は、これが初めてなのかなというように思うこともあるぐらい、非常に丁寧に対応されていると思います。

中身については、特に私は付け加えることはないと思うのです。ただ、特に高校生ぐらいの子供たちというのは、そこを出た後どうするかという問題で、例えば学校に復学するという辺りのところで、私も初めて少年院に行って見てきたのですけれども、例えば、同じ東京都の中にあるのですけれども、例えば都の教育委員会との連携がなかなか十分でなかったりとか、出た後どうするかということで、子供たちをしっかりと指導していく中では、お話ししたように学校が一番組織的に整っているところだと思うのですけれども、その学校との連携がもう少しうまくいけば、例えば子供たちが復学したい、もう1回学び直したいといったときに、どういう形で学べるかという学び方のノウハウとか、あるいはシステ

ム的な部分だとか、その辺りのところで連携が更にできるといいなと思います。例えば、いろいろな資格を取るにしても、あるいは仕事に就くにしても、今の世の中というのは、高校ぐらい出ておかないとなかなか難しいわけですけれども、実際に、そこがうまくいけていらないという若い人たちも少なからずいるわけですから、その辺りの仕組みとして、学校とか教育委員会とか、そういう機関との連携がもっと強まって少年院を出た後のことまでつながっていけば、もっと良くなるのかなという感想を持ちました。

○小川矯正局長 復学に関しては、現在でも、いろいろ課題があると思うのですけれども、仮に年齢を引き下げて、例えば執行猶予で終わったり、あるいは服役して刑務所から出てくるということになると、今以上に復学は難しくなってくるということになるのでしょうか。

○宮本氏 そうです。学校側として、その子たちをどう受け入れていくのかというところに対して、やはり難しさはあると思います、少なからず。

○小川矯正局長 それから、逆に、非行なり犯罪で被害を受けている方もおられるわけですし、非常に大きな結果を残してしまったりしているわけですから、もっと厳しく、刑罰を中心に考えてもいいのではないかとか、あるいは、少年院的な教育指導だと、ちょっと甘やかし過ぎているのではないかという意見もあるわけですけれども、そういった、もう少し刑罰的な面を強くした方がいいのではないかという御意見については、どんなふうにお考えでしょうか。

○宮本氏 一つは、今、いわゆる更生に向けての取組をどういう形でされているかということに対する理解が、十分ではないところがあると思うのです。ですから、私も今まで少し不勉強な部分があって、今回こういう機会を与えていただいて、自分なりに少し、いろいろと調べさせていただいて、正直、初めて分かったこともたくさんあるわけです。例えばほかの校長は、もっと分からぬところがたくさんあると思うので、そういう辺りをもう少し丁寧に説明をしていく中で、では、どういう形で受け入れていいのかとか、あるいは、いわゆる被害を受けている子供たちに対して、どういうふうに説明していくべきなのかとかという辺りの新しい方法というのが、見出せるのではないかと思うのです。

厳しくしたから、では本当にそれで解決するかというと、やはりそうではないわけで、彼らはまだまだ、これから何十年も社会で生きていくわけですから、そのために、今しなくてはいけないこと、あるいは、立ち直りのためにやらなくてはいけないことというのを、みんなで協力してやるんだという姿勢ができてくれば、もっともっと私は良くなるのではないかと思うのですけれども。

○川出教授 少年法の適用対象年齢が引き下げられた場合の学校教育への影響について、それは非常に大きいであろうということで、その理由として、現在は、基本的に、全ての生徒に対して同じスタンスで臨んでいるけれども、それが難しくなるということを挙げられました。それは、例えば犯罪に当たるような問題行動を起こした生徒がいたとして、現在と違って、その生徒にそもそも少年法が適用されないということになると、教育現場の感覚としては、指導の仕方も変わらざるを得ないということなのでしょうか。

○宮本氏 多分ケースにもよると思うのですけれども、例えば集団でそういう犯罪に当たる問題行動をした場合、その集団の中で、ある者は18歳以下で、ある者が18歳以上だというケースも出てきますよね。学校の場合は、そういう問題行動に対しては、起こした者に対して、全部同じようなスタンスで当然指導していくわけですけれども、校内の指導はそ

うであっても、いわゆる刑事罰とそうではないということで分かれてきたりすると、そこでなかなか難しいところが正直起きてくると思うのです。

○川出教授 いまの例で、集団で犯罪に当たる問題行動を起こしたという場合に、そのうちのある生徒については18歳になっているので少年法は適用されないけれども、別の生徒はまだ18歳になっていないので少年法が適用されるということ自体によって、学校として、それぞれの生徒に対して行う指導が変わってくるのでしょうか。

○宮本氏 本来は同じにすべきだと思うのですけれども、例えば保護者の認識が違つてきたり、「うちの子はもう18歳なんだ」ということになってきたりすると、なかなか、難しいところは出てくるかもしれないですね。

○川出教授 それは、少年法が適用されない以上は大人として扱うべきなので、そうでない生徒とは違う対応にならざるを得ないということでしょうか。

○宮本氏 そこは、学校の中でもう1回、しっかりとコンセンサスをとり直さなければいけないということですね。今は、預かっている子供はみんな、基本的に同じに扱いましょうという形でやっているわけですけれども、同じでいいのかどうか、これはなかなか難しいところだと思うのです。

逆に、学校によって対応が変わってしまうということになると、これはまた別の問題が起きかねませんので、そこの難しさというのは当然出てくるかなというふうに思います。

○加藤刑事法制管理官 冒頭に、最近の少年が全体に幼くなっている、人との関わりを避けるようになっているというお話があって、全体としては自立が遅れているのではないかという御趣旨と承りましたが、その点に関連して2点ほど教えてください。

一つは、そういう最近の少年の有り様、更に御指摘のあったところでは、成長のプロセスが人によって個人差が大きいとかという御指摘もありましたが、そういった点が少年の非行の有り様とか、非行からの立ち直りの有り様などに影響を与えているとお感じになるかどうか、特に非行の中身が、そういう最近の少年を取り巻く状況に影響されているかどうかという点については、どのようにお感じになっておられるでしょうか。

○宮本氏 先ほど言いましたように、やはり子供たちの中での、いわゆる経験、体験の違いがかなりあって、例えば昔だったら、「こんなことを今誘われているんだけれども。」とあれば、「いやいや、それはやめた方がいいよ。それはちょっとまずいんじゃないの。」と、そこに対して周りが大体抑止をしてきたわけですけれども、人間関係がうまくできていないと、そういう機能がまず働かなくなってしまうのですよね。つまり、精神的な幼さみたいなもので、自分がなかなか認められない状況にあって、ところが、悪い誘いの中で認めてもらえるというように思ってしまうと、そういうところに、いわゆる、余り深く考えないですっと入ってしまうというふうなケースが、結構あるかなと思います。

一概に全員がそうというわけではないのですけれども、やはり経験の少ない、関わりが少い子ほどそういう落とし穴に入りやすいということは、あるのかなと思います。

○加藤刑事法制管理官 もう1点ですが、大人というのは、自己の判断と責任において自立した活動ができる存在であろうというお話があり、今の18歳というのは、昔に比べるとこの点が難しいように思うというお話がございました。一方で、選挙権の方は、今般18歳の者が投票に行くことになり、成年の方についても、18歳に下げるかどうかという議論が行われているところです。

そのこと自体は、この場での問題ではないわけですが、仮に選挙権年齢が下がり、成年の年齢も下がるということになると、そのこと自体は、18歳あるいは19歳の少年の自立とか自覚を促す方向に働き得るかどうかという点、これは見通しの問題ですけれども、その点はどのようにお感じでしょうか。

○宮本氏 今、選挙権が実際18歳まで下がっていますから、それで全部そろえるということが本当にいいかどうかというと、私はなかなか難しいと思いますし、本来はそのことを含めて、全部のところをきっちり話をした方がいいのかな、よかったですかなと思ってはいます。

ただ、選挙権については、実際に下がっていますので、やはり子供たちが、いわゆる政治に参画する意識を高めていくという形で、ふだんの様々な授業を通して、そういう自覚みたいなものを高めていくという指導は、これからももっともっと組織的にやれるのですけれども、少年法の問題については、なかなかそういうふうにはいかない、まだまだいけていない、難しいところがあるのかなと思っています。

○今福觀察課長 少年を取り巻く社会環境などについても、非常に詳しく御説明いただいたわけですが、先ほどの御質問にも少し関連して、一方では非行少年の数というのは大きく減ってきており、人口比でも減少傾向にあります。先ほどの地域、家庭、人のつながりなどの面でネガティブな要因が出てきているとの御指摘が多い中で、一方では、少年の非行は減っているということについては、教育現場からはどのように御覧になっておられるか、教えていただけないでしょうか。

○宮本氏 減っているということ自体は、非常に良いことだと思いますけれども、その一方で、子供たち自身が、周りに対する関心が少しずつ少なくなってきたいるということはあるのかな、あるいは、ちょっと元気が昔よりなくなってきたいるというところはあると思います。

やはり、いろいろなものに対する関心、あるいは、思いがあるから反発があるわけですけれども、思いがなければ反発もないわけで、そういう葛藤みたいなところが、やはり、昔よりも少ないのかな、あるいは見えにくくなっているのかなというところがあるわけです。

例えば、今は、全く反抗期を迎えないで高校生になっている子供も珍しくないです。私どもの学校は、一般的に進学校と言われている学校ですけれども、高校で初めていわゆる反抗期になって、親の方もどうしていいか分からぬといふことがあります。昔だったら、小学校の高学年ぐらいからあるはずのことがなくなってきて、それも一つ、いわゆる精神的な発達の未熟さにつながっているのかなと思うのです。

昔もそうだと思うのですが、私が教員になった頃は、1980年代で、生徒がバイクで走り回るとか、朝来て私の仕事は、トイレを回ってたばこの吸い殻が落ちていないか確認するという状況で、非常に元気があり余っているという時代でしたけれども、今はそういう学校はほとんどないです。

それはそれで非常に有り難いのですけれども、裏腹として、そういういろいろなものに対する関心が、すごく低くなってきていて、それがやがて社会の活力の低下になると困るよねという心配するらしいの、状況になってきているということです。

○久家参事官 これまでお話しをいただいたことと重なる部分もあるんですけれども、改めて質問させていただきます。私どもが今掲げている大きなテーマの一つとして、再犯・再非行

の防止ということがあります。そういう言葉を使うと、非常にかたくなるわけですけれども、表現を変えれば、ルールを逸脱した人、あるいは何か悪いことをした人、そういう人たちを立ち直らせて、二度とそういうことがないように、ちゃんとルールに従って生活していくようにしていくことだと思うのです。

日頃少年たちを見ておられて、昨今のいろいろな特徴を感じておられる中で、少年や若者が何か悪いことをした、ルールを逸脱したということがあった場合に、その子を立ち直らせていく、あるいはルールを守れるようにしていくためには、どういう対応、どうすることをすることが大切か、どういうことが必要か。いろいろな手をかけていくということも必要なのかもしれませんし、何か自覚を促すことも必要なのかもしれませんし、いろいろなことが考えられるかと思うのですけれども、その点について、率直な御感想なり御意見があれば教えていただきたいのですが。

○宮本氏　学校の中でも、繰り返し同じようなルール違反をする子も中にはいますけれども、再犯を防ぐためには、一つは、そのことがなぜいけないのかということをしっかりと自覚させるということと、それからやはり、なぜそういうことを行ったのかということをもう1回冷静に振り返らせることだと思うのです。

もちろん本人にそのことはさせるわけですけれども、それは結局、その後の生活の中でどう生きていくのかという辺りで、いろいろな人との関わりだと僕は思うのです。つまり、君を見捨てているわけではないよ、認めているからこそ、僕らは厳しく言うし、立ち直つてもらいたいという、そういうことです。

これは、我々教師もそうだけれども、家族もそうだし、あるいは友達だってそうなんだよ、つまり、君は、あなたは一人で生きているわけではないし、あなたのことをみんな見ていて、というところを、学校という、いわゆる組織、集団で、いろいろな形で理解をさせていくということだと思います。

やはり一人で立ち直るというのは、なかなか難しいわけで、一つは自分自身の存在というのを周りから認めてもらえるだろうかということです。特に、1回罪を犯したということで、その後居づらくなったり、後ろめたくなったりとなると、学校という組織の中にも、集団の中に戻りにくくなりますから、本人に対してもそういう指導をしますし、もちろん全部言えるか言えないかはありますけれども、学校という中では、ほかの子供たちにもやはり同じような形で、そういうことを指導することもやはり大事なのです。彼が戻ってきたときに、学校へ来たときに、みんなでちゃんと、これからも仲間として一緒にやっていこう、そういう集団をみんなで作っていこうという形の指導をしていくことですし、そうすれば、戻ってきた子供は、やはり分かるのです。

ですから、認めてあげる、みんなでその子の立ち直りを支えていくというようなところだと思いますし、学校というのは、いわゆる集団で教育をするという場所ですから、そのことが、その子に対することだけではなくて、集団に対してもいい影響が与えられるというケースというのは結構あるわけなのです。

学校で、例えば特別指導をするときには、例えばAという子供に対しての指導はしていますけれども、その指導を学校としてどのようにしているかということは、ほかの子供たちもみんな見ているわけです。そういう意味で、もしそういうようなことに自分がなりそうだったら、そういうことにならないようにしようとか、あるいは逆に、そういうことを

やった子供に対して、仲間として、どうやってまた受け入れていこうかと考えるということです。世の中自体が本来そうだと思うのですよね。何かした人を切り捨てていくという社会では決してあってはいけないわけで、そういうことがすごく大事なのかなと思うのです。

○酒巻教授 学校と警察の方との御関係について、緊密な連絡とか、スクールサポーターとか、あるいは教育委員会と警視庁との関係を伺いましたが、これはいつ頃からなのか、大分前からこういう相互の連絡とか御関係はあるのかどうか、あるいは、何かきっかけがあったのかどうかというのが一つと、それから、今お勤めの学校のお話をされたのですけれども、もしお分かりになれば、東京都内あるいは全国で、どういう状況なのか、今お話ししいただいたのは一般的なことなのか、それとも、東京都の、あるいは今お勤めの学校の特別のことなのかということを教えていただければと思います。

○宮本氏 スクールサポーターは、警視庁が、いわゆる警視庁のO Bをそういう窓口として活用するということで、確か平成16年からだと思うのですけれども、設置をしたのだと思います。東京都以外の、いわゆる県警がそういうことをやっているかどうかというのは、ちょっと申し訳ないんですが、承知していません。

それから、東京都教育委員会に警視庁からの派遣職員が入られたのも、多分同じぐらいの時期だと思います。平成16年から平成18年、その辺りですね。きっかけの一つは、子供の自殺ですか、高校生の自殺ですかが東京都の中でも多発をし、そういう問題が起きてきたという時期でもありましたので、都の教育委員会と警視庁の方の中で、そういう話し合いがてきたのかなと思います。

実は東京都は、東日本大震災の後は、消防庁からも同じような職員を派遣してもらってきてまして、それは防災教育等々の連絡で入っている形ですが、そういう連携が割と進んでいるのかなと思います。

それから、学校が持っている様々な委員会に警察の方が入るというのは、結構多くの学校で入っていると思います。そういう意味では、やはり地域と学校との、いわゆる連携というのが様々進んでいて、私どものところも、高井戸警察署の警備課長さんのはかに、例えば杉並区の関係の方ですとか、消防署の方にも入ってもらっていますので、そういう中で、地域にある公共機関と学校との連携というのがかなり進んできています。そのことによって、垣根が低くなりますので、やはりこちらも何かと相談しやすくなります。例えばうちの学校でも、学校の周りを駅伝で年に2回走るのですけれども、「こういうことをやるのですよ」というと、警察の人がちゃんと、「そのときは車を止めておいてあげますよ」というようなこともありますし、何かのトラブルでも、ちょっと連絡をすると、ぱっとすぐ来てくれるということで、やはり連携が進んでいるのかなと思います。

多分よその県でも、そういう連携は随分進みつつあるのかなと思います。

○太田教授 2点ございます。1点は、今の酒巻先生の質問と関連した質問なのですけれども、警察との連携が非常に密になってきているという、その具体的な内容と方向性についてです。問題の事前予防という方はいいと思うのですけれども、実際に問題行動なり非行が発生した場合に、警察との連携が密になってきていることで、その子供の教育とか指導の方にプラスに働いているのか、それとも、検挙なり司法の発動の積極化の方に働いてるのでしょうか。事件が起きると、すぐに警察の方に連絡を、というような、実際そういう動き

も聞いたことがありますので、そちらの方に向かって行かないかという懸念もあると思うのですけれども、現場で御覧になっていて、その点はいかがでしょうか。連携はどういう形で働いているのかというのが、まず1点です。

もう一つは、今の若い世代の先生方の指導能力というのを、先生はどういうふうに御覧になっているかです。要するに、現代の若者気質を持った子供たちが大学を出て、先生になっているわけですね。そうすると、学校の先生が子供たちと同じような特性を持っていたりすることがむしろいい方向に働く場合もあるかと思うのですけれども、逆に、先生も非常にあっさりしているとか、対人コミュニケーション能力が弱いとかということもあるかもしれませんので、先生は、若い世代の先生方の指導能力、特に問題を抱えた子供に対する指導能力というのをどう御覧になっているか、その2点をお伺いできますでしょうか。

○宮本氏 1点目の警察との連携ですけれども、これは多分、学校と警察との、それぞれの関係で若干違うところはあるかと思うのですけれども、一般的には、何かあってすぐに警察にということではなくて、まず相談に行って、警察からアドバイスをもらって、いろいろな指導をしていくというケースの方が多いと思うんですね。

これは、日頃の人間関係というのが大事だと思うのですが、今まででは学校の中で抱え込んでいて、どうしようもできなかったようなことが、ちょっと警察に聞いてみるという形のことができるということです。

もともと教員は、どちらかというと、権力に対しては余り、ちょっとちょっと、という意識があったわけですけれども、このスクールソポーターが入ってから10年ぐらい経っていて、実際にいろいろな形で関わりを持っていく中で、先生たちのそういういわゆるアレルギーみたいなものは、東京都の場合はほとんどなくなったと思いますし、子供をどう育てていくか、あるいは、どう子供を良い方向に持っていくかというところで話をするという、そういう根っここのところで、特に校長がしっかりと、例えば警察の署長さんなどと、しっかりと信頼関係ができていれば、非常に有効に機能すると思います。

それから、2番目の御質問ですけれども、先ほど言いましたように、若い先生だからといって、なかなか一くくりにできない部分はあります。やはり、若い先生も個人差が随分あります。つまり、いろいろな経験をたくさんやってきている方は、むしろ年配の先生よりも、本当にすっと子供の中にも入っていけますし、あるいは、いろいろな形で新しいコミュニケーションのとり方ができる人もいますけれども、逆に、非常に狭い考え方というか、狭い体験しかできていない教員もいますので、そこはなかなか難しいです。

ですから、私の場合は、そういう若い教員は、できるだけベテランの先生とペアで組ませていって、いわゆるOJTの中で、いろいろな見方や考え方を理解してもらうということをしていく必要があると思います。

あっさりとしていると今先生おっしゃいましたけれども、あっさりとしているというような関わり方、それをよく聞いてみると、実は自分も教師とそういう関わり方しかしたことになかったということが実は多いのです。やはりこれも経験値なのです。本当に教員と密接な人間関係を作ってきて、教員になりたいと思っている人は、子供に対してもそうなのですが、そうではない人は、そういう体験しかしていません。これから大量退職になって、若い先生がどっと入ってきますので、こここのところをどのように理解をさせていくのか。教員間の中でのコンセンサスというのは、だんだんとにくくなってきていて、非常にこ

れから神経を使うところだと思います。

○白井参事官 時間の関係もございますので、質問の方はそろそろ終わらせていただきたいと思います。特に質問がある方があれば、最後に挙手をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

それでは、宮本様、ありがとうございました。

(休 憇)

○白井参事官 それでは、再開したいと思います。

本日最後に御意見をお聞きするのは、日本大学教授の広田照幸様、東京理科大学助教の山本宏樹様です。

広田様、山本様からは、教育社会学研究者の立場から、現在の少年及び若年者の実情及び彼らを取り巻く社会環境、少年・若年者による非行・犯罪の状況、現行の少年及び若年者に対する処分や処遇の現状と課題、少年法の適用対象年齢の引下げなどについての御意見を20分程度お聞きし、その上で幾つか質問させていただくという形で、ヒアリング、意見交換を行います。

配付資料につきましては、御手元に4点ございます。なお、このうち、「少年院長期処遇過程に在院する男子少年における18歳未満群と18歳以上群の差異」という資料につきましては、【要約版】と書かれた2ページのものと、【要約版】と書かれていないものがございますが、【要約版】と書かれていない資料につきましては、山本様からの意向によりまして、非公表とさせていただきます。

それでは、広田様、山本様、お願ひいたします。

○広田氏 私は社会学者として、非行や犯罪の統計を扱ったり、教育学者として少年院の教育について質的・量的調査をしたり、そういうことをやってきました。その立場からお話をしたいと思います。

それから、2009年から2011年にかけて、少年院の在院者の質問紙調査をやりましたので、今日はその結果も少しお話ししますが、その統計データの分析の方は、東京理科大の山本が途中で報告をいたします。よろしくお願いします。

非行少年への処遇は、全体としては有効に機能しているのではないかというのが私の意見で、あえて年齢を引き下げて、新しい問題を作るような状況にはないと思っています。

御手元の図1は、警察庁の統計から見ました、データを基にして作ったのですが、同一年齢層10万人当たりの検挙者の年齢別のものです。これを見ますと、2012年、窃盗犯や粗暴犯は10代半ばがピークで、強盗は19歳ぐらいがピークです。殺人は20歳前半ぐらいがピークになって、そこから下がるというようになっています。

これをどう見るかですけれども、少年が大変な状況になっているというよりは、むしろ成人が事件を起こさなくなっている、それが今の日本の社会であるというように考えた方がいいのだと思います。

と申しますのも、1枚めくっていただいて、図2です。図2は、ちょっと今までのデータになっていますけれども、その後も基本的には余り変わっていないと思うので、更新作業を怠っているのですが、当該年齢層10万人当たりの殺人及び殺人未遂の検挙者を年齢別に見た図です。

これを見ていただくと分かるのは、少年の殺人が増加してきているわけではなくて、むし

る年長少年から若年成人の辺り、昔だと1950年代、60年代にはよく殺人の事件を起こしていたような少年たちが、しなくなっているということが分かるわけです。

昔は、10代で窃盗とかをやって、そのうちに暴力事件を起こして、20代では殺人事件までいってしまうとか、20代、30代で常習的な、あるいは悪質な犯罪者になっていく、ということが結構あったわけですけれども、そういう傾向がどんどんなってきてているというのが、この図2の示すものです。

これをどう見るかですけれども、社会が豊かになって、年長少年から若年成人辺りが満足して暮らすとか、そういう社会・心理的な要因も考えられますけれども、それとは別に、事件を起こして、いわば大人に反省を求められたような少年が、その後のもっと重大な事件まで発展する前にそれなりに落ち着いていくということを示しているのではないかと思うわけです。

図3は、年齢別の窃盗の検挙者数の推移です。これは実数で掲げているものですけれども、窃盗では10代がとても多いわけです。特に万引きとかを中心に検挙者数は多いわけですが、これも時期によって変動があるわけです。

データをいじる前に思っていたのは、たくさんの万引き検挙者があった世代は、その後もたくさん事件を起こしていったのではないか、ということです。そうすると、5年後ぐらいに20代の前半に小さな山ができる、更に10年後には30代ぐらいに、山ができるはずだ、と。そういう小さな山がどんどん続いているのかと思って作ってみたら、全然違っていました。50年代、60年代の後半ぐらいのところに、ちょっと小さな山がありますけれども、その次の80年代の半ばの山は、その5年後の20代前半、10年後の20代後半に、全然出てこないことが分かるわけです。

そうすると、10代半ばに事件を起こしたりして問題になった少年たちが、そのままずるずると悪の世界に入り込んでいくわけでもないということが、こういう資料で分かります。こういう統計を見ていたら、ある意味で、日本の社会は大人になるソフトランディングをちゃんとさせてきていることが分かるわけです。

(2) のところへいきますけれども、少年院の質的な調査をやってみようということで、私たちは少年院で、かなり長期のフィールドワークをやって、参与観察と、職員や少年への聞き取り調査を何年間もずっとやってきました。2006年頃から始めて、まだ今もやっています。

そこでは、少年院の教育は有効なのか、もしも有効に機能している部分があるとしたら、それはどういうメカニズムなのか、そういう問い合わせました。全体としていうと、少年院の教育は、反省や立ち直りにとって、かなり有効に機能しているような感じがいたします。

図4を見ていただくと、これは私が作った図ですけれども、幾つかの知見を束ねて思うのは、少年院の教育モデルというのは、図4のような意味合いのものです。フォーマルには個別に累積的で直線的なプログラムが作られているわけですが、少年によって感じるポイントが違ったりするわけです。そうすると、多様な気付きのパターンがあつたりして、図の「少年の変容1」のように、あるときにドラスティックに変わる少年もいれば、いろいろなプログラムをこなしていく中で段階的に変わっていくような少年もいるし、中には教育の効果というのがなかなか見られないで、でも社会から隔離されて、頭を冷やして、自

分なりに考えるような機会としては機能するとか、いろいろな少年によって多様なパターンがあるわけですけれども、全体としていうと、大半の少年にとって、少年院の教育というのには意味があるということを感じては得ております。

具体的には、例えば知見を幾つか御紹介しますと、少年の反省や立ち直りには、自分で変わろうという、自分の物語を書き換える必要があるわけですけれども、少年というのは一般に、自分の生き方を捉え直すための言葉を持って育ってきていません。それに対して、少年院の教育の中で、教官が自分の物語を書き換える言葉を提供し、その言葉を使いながら、教官と少年で一緒に自分の物語を書き換えていく、そういう今までの自分は何だったのか、これから自分はどうするのかといったことを考えるような機会を、いわば教育が提供しています。

あるいは、少年の安易な反省を許さない職員の専門性みたいなものもあって、饒舌な反省の弁を語る少年もいたりするわけですけれども、そういうのは少年院の職員は、やはり見抜くわけです。「ペラペラ反省を口にするけれども彼なんかはまだ全然反省していない」という判断をする。だんだんと反省過程が進んでいくと、少年自身が口ごもって、そんな饒舌にしゃべれなくなったりするわけです。そういうプロセスをちゃんと少年院の職員は見抜いていて、深い反省に向けた指導をしてたりするということです。

あるいは、少年の評価をめぐって、少年院の職員が情報を共有する、それがいわば少年に対する一貫した指導みたいなものを生んでいる。少年が自分自身を反省するときに、いろいろな職員が、いわば共通に自分をしっかりと見ていてくれるというある種の信頼感を生んでいるわけです。そういういろいろな意味で、少年院が立ち直りに役立っているということは、質的調査から確認できました。

量的な話と質的な調査の話をしましたが、もう一つは、少年院の少年に量的な質問紙調査をやりましたので、その結果の報告を山本の方からいたします。

○山本氏 東京理科大学の山本です。

お配りしました資料のうち、「少年院長期処遇過程に在院する男子少年における18歳未満群と18歳以上群の差異」の「要約版」と書かれている資料を御覧ください。こちらを元に進めさせていただきます。

先ほど広田の方から概要の説明がございましたけれども、我々調査グループは、2009年11月から、およそ1年半ほどをかけまして、医療少年院及び特殊教育課程のみを置く少年院を除いた全国47少年院において、当時、長期処遇施設の新入時にあった男子少年392名に対し、新入時期、中間期、出院準備期の3回にわたる質問紙調査を行いました。今回は、そのデータを用いて初回調査時点において18歳未満であった群と18歳以上であった群の間に、いかなる差異が存在するのかを分析いたします。

分析方法について簡単に紹介させていただきますけれども、本分析ではAの「3回の調査時期によって、どのように数値が変動したか」という在院効果と、Bの「18歳未満であるか、それとも18歳以上であるか」という年齢効果、これを説明変数とする二元配置反復測定分散分析という方法を用いております。この方法を用いることにより、在院少年たちの回答の各種数値の変動を、在院効果と年齢効果、そして在院効果と年齢効果の二つが絡み合うことによって引き起こされる相互作用効果の三つに分けて検討させていただいております。

一覧を2ページ目の方にまとめておりますが、これが分析の主要な結果の概要になります。

上から順に説明させていただきますけれども、まず一番最初に「教官に対する評価」を質問紙で少年たちに聞いております。例えばA, B, C, D, Eの、五つありますけれども、「A. 教官は「自分がわからないことを、わかるまでていねいに教えてくれる」」や「B. 教官は「自分の悩みについて、親身に相談に乗ってくれる」」「C. 教官は「自分が元気のないとき、はげましてくれる」」等々、全てについて、「全くない」から「よくある」まで四つの選択肢で聞いております。

その結果、少年たちは、新入時期から中間期を経て出院準備期に至る過程で、いずれもこの五つの項目の選択肢がポジティブな方向、つまり「よくある」の方向に伸びる傾向が統計的検定に基づいて存在するということが、この分析からは分かっております。他方で、年齢の効果については統計的に見て有意な差があるとは言えませんでした。

同じく、院内での「対人関係」に関して「A. 自分の気持ちを言葉でうまく表現できないこと」あるいは「B. みんなの前に出て話をするのは楽しいと思うこと」など四つの項目について「全くない」から「よくある」までの四つの選択肢で聞いております。

この四つの項目ですけれども、在院による効果が見られたのはBとDの二つです。Bの「みんなの前に出て話をするのは楽しいと思うこと」は新入時期から出院準備期までの時を経て、「全くない」から「よくある」の方向へ、いわばポジティブな方向に伸びる傾向が統計的に見られるというのが一つです。

もう一つ、Dの「かっとなると言葉づかいが乱暴になること」、これに関しては逆に、「よくある」から「全くない」の方向に効果がある。つまり、かっとなつた場合に言葉遣いが乱暴になるということがなくなってきた、そういう効果が見られております。これらについては年齢効果は見られませんでした。

年齢効果が見られたのは「A. 自分の気持ちを言葉でうまく表現できないこと」と「C. 自分の思い通りにならないと、かっとなること」で、共に18歳以上の者の方が18歳未満の者よりも「あまりない」「全くない」という者が多い傾向にあります。

「院内適応」に関する四つの項目で尋ねております。「A. 少年院の先生たちと良い関係がつくれている」、あるいは「B. 少年院の少年たちと良い関係がつくれている」「C. 少年院内のいろいろな活動に積極的に取り組めている」「D. 少年院で充実した毎日を過ごせている」、これに関しては、四つとも「全く当てはまらない」から「とても当てはまる」の方向に点数が上昇する傾向が見られております。年齢効果については、「B. 少年院の少年たちと良い関係がつくれている」のみ、18歳以上の者の方が関係の良好さを感じる傾向にあります。

続きまして「両親との関係」ですが、四つの選択項目で、「A. 父親との親しさ」「B. 母親との親しさ」「C. 父親との対等さ」「D. 母親との対等さ」、これに関して尋ねております。これについては新入時期から出院準備期にかけて「A. 父親との親しさ」「B. 母親との親しさ」の二つに上昇傾向が見られました。「両親との関係」の四項目に関しては年齢効果は見られませんでした。

「一般的信頼」に関する四つの項目、「A. ほとんどの人は信頼できる」「B. 自分は信頼できる人と信頼できない人を見わける自信がある」「C. 人を助ければ、いずれその人から助けてもらえる」「D. 人を助ければ、今度は自分が困っているときに誰かが助けて

くれるよう世の中はできている」という四つの項目ですけれども、これに関しても、「全くそう思わない」から「全くそう思う」の方向へ、在院期間を通じて点数が上昇するという経過が見られました。これについても年齢効果は見られませんでした。

続きまして「自尊感情」です。ここではローゼンバーグの自尊感情尺度得点と呼ばれる、心理学で一般的な自尊感情の尺度を用いており、「少なくとも人並みには価値のある人間である」「何かにつけて、自分は役に立たない人間だと思う」などが尺度の具体的な質問項目になっております。本調査では、10点から50点までの幅で測定しており、この尺度の得点が低い場合は自己嫌悪感や自暴自棄の傾向が強いと判断され、点数が高い場合は高慢というよりも、自らの存在を承認し、大切に考えているとみなすものです。調査対象となった男子少年の平均点は、一般の大学生よりはやや低い状況があるのですけれども、これも新入時期から出院準備期にかけて点数が上昇する傾向が統計的に見られております。なお、これについても年齢効果は見られませんでした。

最後に、「過去受容と将来展望」に関してですけれども、これに関しては10個の質問について「あてはまらない」から「あてはまる」までの五つの選択肢で尋ねたところ、新入時期から出院準備期に至る過程で点数が上がっているものと下がっているものがございますので、そちらを紹介いたします。

まず、「A. 私の将来には、希望がもてる」「E. 自分の将来は自分で切り開く自信がある」「H. 私は、自分の過去を受け入れることができる」「J. 少年院でとった資格や学んだ技術を生かせる仕事につきたい」ですけれども、これらについては「あてはまる」と答える者が増加しております。「B. 過去のことはあまり思い出したくない」「D. 私の過去はつらいことばかりだった」については「あてはまる」と答える者が減っており、「G. 私には未来がないような気がする」については18歳以上の群のみ「あてはまる」と答える者が減っています。年齢効果については「I. 出院したらできるだけ早く仕事につきたい」のみ18歳以上の者の方が18歳未満の者よりも「あてはまる」という傾向が見られました。

結論を申しますと、本分析は、社会内処遇や刑務所処遇との比較を行ったものではないため、確たることは言えませんけれども、少なくとも現行の少年院処遇は、更生保護・再非行防止の観点から無意味ではないということを示唆するものとなっております。他方で18歳以上群と18歳未満群の間には、ほとんどの項目で統計的差異は見られないという結果になりました。

○広田氏 分析に当たっては、18歳以上と18歳よりも下とでは、少年院の教育の意味が違うのではないかと思っていたのですが、実際には、その年齢による違いよりは、在院していることの効果が共通にポジティブに働いているというようなことが確認できたと言えます。

最後の私の3のところのお話をしますけれども、そういう年齢上の連続性のある中で、二つのことを教育学者として言いたいと思います。一つは、社会的な成熟がどんどんむしろ遅れていっているものとして、現代の社会を見る必要があるのではないかと思うことです。

資料には、北欧の研究者の作ったモデルを載せておきました。図5ですけれども、歴史的に見ると、青少年がどういうタイミングにどういう出来事を経験するかというような、それが100年の間に変わってきたというものです。職業的な自立などはどんどん伸びてい

くし、学校は長期化するし、そういう中で若者文化への接触が早まって、それが長期化するという、要するに、若者に固有の時期というのがどんどん長くなって、それで成人としての、いわば自立の時期がどんどん遅れていくという、そういうものであるということです。

特に学校というのは、ある意味、社会的な成熟を遅らせる機能を果たしているわけです。

そうすると、そういう中で、10代の終わりでもまだ未成熟で、そういう年齢の人たちが事件を起こしたりするようなことを、ちゃんと考えないといけません。

それから、3の(3)になりますけれども、そういう中で、高校中退などによって、いわば社会に出ていく少年の一部は、同世代が学校で勉強している中で、いわば社会の中のマイナーな集団として、ロールモデルもない中で孤立したり同質的な集団を作つて、居場所を探してうろうろしている、漂流しているというような状況があるのではないかと思います。早めに社会に出た少年たちが、非行少年層として、周辺化とか孤立化とかを経験しているというのが、10代から20代にかけて存在していると考える必要があります。そういう層をきちんと大人の側でつなぎとめて、何らかのことをしていかないと社会としてはまずい。成人と同じように罰金刑、刑罰でやるといっても、漂流している中でしっかりした居場所を探して立ち直るとか、そういうきっかけはなかなか得られないだろうと思うわけです。

ですから、大人と同じ刑罰を受けさせればいいというのでは、再犯や累犯へ押しやるような、いわば1950年代、60年代の若年成人みたいなものが出てくるようなリスクを社会が抱え込んでしまうというのが、私の心配するところです。

まとめに代えてですけれども、少年院への収容というのは決して甘やかしではなくて、少年自身はとてもきつい経験をするわけです。自分の生き方を見つめ直し、反省が求められる場所です。安易に18歳まで少年法の適用年齢を下げると、どこにもつなぎとまらず、反省する機会もないままの危なっかしい少年層を、大人側が全然ケアできないままにしてしまうような、そういう社会になってしまふと思います。長期的には、むしろ未成熟で漂流している非行少年に対してしっかりと大人が対応するということが必要です。そういう意味では、今の20歳までというのは18歳までに引き下げるよりはまだだと思います。

ただし、もしも18歳に引き下げるというのであれば、若年成人に特別な何らかのことをやらないといけないと思います。しかし、18歳に引き下げながらその上の年齢層にも濃密な教育を課すということが法的に可能かどうか、私は専門外なのでちょっと分からぬところがあります。

以上です。ありがとうございました。

○白井参事官 それでは、質問に移りたいと思いますので、質問のある方は挙手をお願いいたします。

○木村少年矯正課長 長年にわたる実証研究の成果を踏まえまして、少年院の教育について概ね有効に機能しているのではないかというお話を頂戴しまして、二つ質問があります。一つは、もし有効に機能しているとしたら、少年院の教育の持つ特質といいますか、学校教育を含めてほかの一般教育機関とは違う少年院の教育の持つ特質、特徴みたいなものは、端的に言うとどんなところがあって、それがどう、いい方向に結び付いているのか、その点どういうふうに分析されているかということが一つです。また、いろいろ改善すべき点

もあると思っているのですけれども、現時点では少年院の教育の課題ですとか改善点、あるいは、せつかくうまくいっているのに、もしこういう方向に行くと、逆に、せつかくうまくいっているのが、そうでなくなってしまうのではないかというような点について、もし御意見があれば、お伺いしたいと思います。

○広田氏 いろいろな特徴があるので、短い時間ではなかなかしゃべり切れませんけれども、学校の場合は、いわば白紙を前提にして考えるわけです。これから何を学ばせるかということを、子供たちをゼロの状態の者として考えるわけですけれども、少年院の場合は、むしろそれが問題を最初から持つて入っている。そうすると、学校の場合は、これこれを伝えるという話になるのですけれども、むしろ少年院の場合は、それが持っている問題に自分自身をどう向き合わせるかという形の課題設定をやっていることが決定的に大きな違いだと思います。

そこで、少年院の教育の特質としては、収容して、いわば長時間、濃密な人間関係の中で、特に書かせたり、しゃべらせたり、やらせたりすることがいろいろあるのです。それがとても大きな意味を持っていると思います。つまり少年自身が、自分は何を考えているのかとか、過去をどう考えるのかとか、そういうことを言葉にしていくような作業、それが多分、今までの生き方を見直して、違う生き方をしないといけないとかという、そのきっかけを作ることになっているのだと思います。

改善点は、細かな点はいろいろあると思いますけれども、それはちょっと省略させていただいて、むしろ18歳に引き下げられたときには、そのままだと、いわば18歳、19歳で、自分自身問題を抱えていて、それも自分で言葉にできないような、そういうもやもやしたような若者たちが、誰にも、いわばアドバイスもないしサポートもない状況で、社会の中で居場所を探しているということになってしまいます。もしも、そういう18歳、19歳向けで何か制度を考えたとしても、気になるのは、同世代の別の者は成人並みの扱いで、例えば罰金刑だったり執行猶予だったりするのに、どうして自分はこんなに厄介なことを収容してやらされるのだという形の不満を覚えることになると、若年成人向けの処遇が、ある種の不公平感みたいなものを作ることになり、処遇の効果にも影響するのではないかなどと思ったりしますね。

多分、同じプログラムをやっても、ちょっと効果は違うかなと思ったりします。

○富山官房審議官 少年院の矯正教育については、全体としては効果があるという肯定的な評価をいただきまして、大変うれしく思っておるのですが、その一方で、このヒアリングの機会などでいろいろな御意見を承っておりますと、特にやはり被害者の方から見ますと、少年院の教育というのはやはり甘い、あるいは、少年たちをきちんと罪に向き合っていないのではないか、さらには、特に期間が余りにも短い、人の命を奪っているようなケースであっても、短い子は1年ぐらいで少年院から出てきてしまうというようなことについて、いかに更生のためとはいっても、被害者の立場としては納得できないというような御意見を承ります。

被害者の立場からの観点という意味ではないのですが、教育というところから考えて、人の命をあやめるような子であっても、特に問題性が深くて、裁判所の方から勧告等を頂いている事案でないと、確かに御指摘のとおり、1年ぐらいで仮退院になるケースが結構あると思うのですが、そういった教育期間について、何かお考えがありましたら、お聞かせ

いただきたいと思います。

○広田氏 教育者とすれば、教育期間は長ければ長いほど、やれることははあるのだと思うのですけれども、ただ、施設に収容して教育するということの限界もまたあって、少年自身は遅かれ早かれ社会へ戻って、社会生活をやっていくことになります。そうすると、長期間社会から引き剥がせば剥がすほど、つまり、ほかの少年が、同世代の少年たちが経験している世界から切り離されています。ですので、そのバランスが難しいところで、社会復帰をした後で再犯をしないような形で社会に戻すということを目的として考えたときには、施設生活に余りなじみ過ぎてしまわない、あるいはむしろ社会に戻ってちゃんと勉強することとか、仕事に就いていくこととか、作るべき人間関係とかがあつたりします。余り長期に囲い込んでやることのマイナス面もありますから、そのバランスだと思っています。

○辻官房審議官 拝見した研究結果で、在院中について調査をされているということだと理解したのですが、時々指摘されることは、「在院中はいい子だったのだけれども」という問題があるかと思われるのですけれども、出院後のそういう教育効果というところについて、何らかの御所見なり御研究なりがおありであれば、教えていただければと存じます。

○広田氏 本当は長期的に出院者を追跡して研究できればいいのですけれども、いろいろな問題もあって、まだできていない状況です。出た後の話をどう考えるかということについては、以前犯罪心理学会の課題研究で喋った際、こういう話をしたことがあります。少年のほとんどは、少年院にいる中で、やはり反省して、それで、出たらちゃんと生きようと思うのです。しかし、その決意がなかなか続かないケースというのもあって、特に昔のつながり、ネットワークの中に戻ったりすると、また悪いことをしてしまうことがあります。これは、いわばワード文書の上書きみたいなものだと考えれば理解できると申し上げたのです。

つまり、人間が反省するといつても、粘土の形が変わるというような変化ではなくて、いわば新しいバージョンの自分というのを上書きして作っていくわけです。この過程では、確かに、今までの自分とは違う自分になろうと少年たちは考えるようになっています。しかし、出院後に昔なじみに会ったりするのをきっかけに、何かぐじやぐじややっているうちに、また昔のバージョンの自分に戻ってしまうのです。

人間は弱い面があって、そういうようになってしまふ少年たちがいることも確かです。それはなかなか止められないです。ですから、少年院の中で、しっかりと新しいバージョンの物語を持って出ていくことで、そういうことにならない少年たちがいっぱいいることも確かです。それが再入率がどの程度かというのを考えたときに、今は2割ぐらいですか、それは、出院後の就労や修学の在り方を変えたりすれば、もう少し減らせるのではないかと思っています。

ともかく、人間が変わるとかといつても、全く昔の自分がなくなるわけではないです。違う自分になろうという自分がいるというようなそういうものだと思うのです。

○久家参事官 仮に少年法の適用年齢を18歳に引き下げるのであれば、若年の成人とされた層について、何か保護的な措置・処分をとれるようにするとした場合、先ほど木村課長からの質問に対するお答えの中で、ある人は罰金や執行猶予で終わっていく、ある人は少年院で綿密に処遇される。そこに不公平感が出ないかどうかというお話もありましたけれども、その若年の成人とされる人に対して、保護的な措置をとるとした場合に、どういう人

に対してそういう措置が必要か、どういう基準でそういう措置を選択するべきかということと、その点に関連して、年齢の上限については、どのように設定するのが望ましいと考えられるか、その点について、御所見をいただけたらと思います。

○広田氏 いや、悩ましい話ですね。年齢の上限の話からいうと、大体、研究者は分からないです。いろいろな官庁統計の犯罪データ、非行データを見ていったときに、20代が1年刻みになつていいのです。要するに、20歳から24歳とかと、一くくりの数字しか我々一般の研究者は手にできないので、今の若年成人を細かく掘り下げて分析してみるとができない状況なのです。

ですけれども、感触としては、20代の前半のある時期までは、いわば漂流しているような少年というのは多いし、未熟性という面で考えても、成人式を迎えたといつて、成熟しましたとか、なかなかそうならない者が結構いると思っています。

そういう中で、今の若年成人に対して、もしもそういう手厚い措置を考えると、どういう基準を考えればいいかということですけれども、一つには、恐らく未熟性みたいなものが考えないといけない基準だと思うのです。精神的な未熟性とか、社会的なつながりの中の自分の居場所のなさとかです。

要するに、既にそれなりの、いわば確信犯的な、成人犯罪とずっと上から下へつながっているような形のケースの問題と、むしろ少年的なふわふわしたものが、そのまま20代まで入り込んでしまっているという部分と、どこにどういうふうに線を引くかという問題なのだと思います。

もう一つ言うと、家庭の状況の中でやむを得ず、そういう世界の中にはまってしまったというのもケースとしてはないことはないと思いますから、自分では突っ張って、成人のように振る舞っているけれども、非常に不利な条件の中で、自分なりのゆがんだものを作ってしまったみたいな場合は、少し違う環境に置いてあげることで、違う生き方ができるようになるという、そういう部分もあるかなと思います。

○今福観察課長 今までの質問ともつながるのですけれども、施設の中では自分の新しい物語を作つて出てくるが、社会に出てから、また社会の荒波にもまれて、昔のネットワークに入つていき、そして古い物語に戻るという話がありましたけれども、そのように元に戻らない、新たな物語を維持して強めていくというところでの支えが、社会に出てからは必要になってくるのだろうと、今のお話を伺つていて思いました。具体的にどのような形で、社会に出てから、再非行防止のために支えていくことが必要なのか、伴走型の人が要るすれば、どのぐらいの期間必要なのかというようなことについて、お考えを教えていただければと思います。

○広田氏 本当は保護の方についても、きちんとした調査があつて、それを基にして、何か発言できればいいわけですけれども、そこはまだ私たちはやつていないのですが、例えば再入少年を見ていて思うのは、やはり一つは職業、ちゃんとした仕事の中で自分が認められるとか、居場所があるとか、そういうことが重要だということです。特に少年院を出るときに、ほとんど仕事が決まっていないという状況の中で、目標も持てないままぶらぶらしていることがまずかつたりする。また昔の友達に会つてしまふと「面白いことをやろう」とか、「簡単に金が儲かるぞ」とか、そういうことがあるのだと思います。

保護の方で、例えば施設を出た後にどれぐらい面倒を見ればいいのかというの、これは

分かりません。ケース・バイ・ケースだと思いますし、多分、実務家の人たちにしっかりと話を聞いて、現状を確認する必要があると思います。

○加藤刑事法制管理官 年齢の持つ意味について、教育学の立場から教えていただきたいのですが、もともと学校の制度の方は、中等教育と高等教育の境目が18歳のところであって、18歳、19歳というのは、中等教育までの、いわば生活全般にわたる指導から抜けて、教育という意味では、勉学だけを受けているという意味合いが強いのではないかと、素人目には見えます。これに加えて、今問題になっている、選挙権年齢が18歳に下がるという客観的な状況があつて、成年年齢も18歳に下げようかという議論も現在あります。その成年年齢が下がるということは、社会生活上、経済的・取引的には自分で責任をとれということであり、親の監護からは離れていくということを意味することになると思われるわけです。

そういう立場にある者に対して、犯罪とか非行、あるいは更生の局面においては、今後も少年と同質の扱いをしていく、教育をしていくということについては、教育学のお立場から見た場合に、何らかの矛盾をはらんだり、問題を生じたりするということはないのでしょうか。

○広田氏 今の高校でも、ちょっと頭を切り替えて、18歳までにちゃんと大人になってもらうための教育をしないといけないという話をしているところです。日本の高校は、いわば、「大学へ入ってから物を考えろ」とか、「仕事に就いてから社会のことをそこで教えてもらえ」とか、そうやって先延ばしにするようなやり方をやってきました。でも、そこは切り替えないといけないという状況だと思うのです。

そのときに、例えば選挙権年齢の引下げがあつて、高校卒業までに政治について考えさせようとか、これも微妙な反対論もあるのですけれども、それは、できる立場の高校や高校生ではやっていけるのだと思っています。それは若い世代の中の、可能性や資源を持った人たちについての話です。しかし、むしろ非行少年とかを見たとき、自分でセルフマネジメントして、ちゃんと最終的な帰結への自己責任まで考えた上で、いろいろなことをやるというような少年たちとは随分違う少年だと思うのです。いわば自分でどうやっていいか分からぬような状況をずっと生きてきた子供たちというのが事件を起こしてしまう。だからこそ彼らに対しては「自分で責任をとれ」と言ってしまうのはまずいだろうと思うのです。そこが随分違うところなのだと思うのです。

いわば、自己責任を引き受けてやれるほどの資源もないし強さもないような状況にあるのが多くの非行少年です。だから、そうした少年たちには、むしろもうちょっと配慮を今までしてあげる必要があるのではないかという感じで考えていますね。

○加藤刑事法制管理官 あと1点、山本先生からお話をあった資料について、興味深く拝聴をさせていただきました。

ただ、この調査自体は、回答自体の誠実性というのか、信頼性というのか、被験者が正しく答えたということが前提になっているものなのかどうか、仮にそうでないとすると、分析される際に、そういう不誠実な答えが入っていたとしても、それは補正されるように設計されているというふうに理解してよろしいのか、その辺りを教えていただけますでしょうか。

○広田氏 これは、調査のデザインに関わる御質問なので私が答えます。質問紙調査では、少

年自身に答えさせましたけれども、教官には見られないように回答し、そして自分で封をして、それで教官に渡すというふうな形の調査の仕方をしました。ですので、いわば、回答が見られることによるバイアスは回避できています。ただし、いつも行儀よく答えるとか、そういうふうな部分は、ひょっとしたらあるかもしれませんけれども。

○白井参事官 それでは、時間の関係もございますので、特にここで何か、最後に質問したいという方がおられればお願ひしたいのですが。

よろしいでしょうか。

それでは、これで終了とさせていただきたいと思います。広田様、山本様、どうもありがとうございました。

それでは、本日予定しておりましたヒアリングと意見交換は以上で終了ということにさせていただきます。

一了一